

# 生活保護「親族扶養が要件」は誤り

生活保護を申請した人の親族に対し、各地の自治体が、親族の援助が保護受給の要件であるかのように書いた書類を送りつけて申請をしめ出している問題で、厚生労働省は8日、「扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出しました。日本共産党的小池晃参院議員が7日の厚生労働委員会で親族への不当な調査強化について「愛給権を侵害するものだ」と追及していました。

生活保護を申請した人の親族に対して各地の自治体が、親族の援助が保護受給の要件であるかのように書いた書類を送りつけて申請をしめ出している問題で、厚生労働省は8日、「扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出しました。日本共産党的小池晃参院議員が7日の厚生労働委員会で親族への不当な調査強化について「愛給権を侵害するものだ」と追及していました。

厚生労働省が8日、全国の自治体に出した事務連絡文書

事務連絡  
平成25年11月8日

都道府県  
各指定都市 民生主管部生活保護担当課係長様  
中核市

厚生労働省社会・福祉局保険課保険係長

生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認する  
ために使用する扶養届会書等について

平素は生活保護行政の推進にあたりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
概記については、「生活保護法施行細則準則について(平成12年3月31日  
871号)」(以下「局長通知」という。)の別紙「生活保護法施行細則  
規定する様式第2-2号に準じて、各地方自治体において扶養義務者に対する扶養義務  
するため使用する扶養届会書等において、照会される扶養義務者がある旨  
ているところです。

今般、一部の地方自治体で使用されている扶養届会書等において誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。  
今般、一部の地方自治体で扶養義務者が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。  
今般、一部の地方自治体で扶養義務者が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。  
今般、一部の地方自治体で扶養義務者が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。  
今般、一部の地方自治体で扶養義務者が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。  
今般、一部の地方自治体で扶養義務者が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表  
現が使われていることが判明いたしました。

小池氏がとりあげたのは、生活保護申請者の親族(親子や兄弟姉妹)に対し、「誤認」される表現をして收入や資産、負債、健康保険の加入状況などを報告するよう求める自治体の調査書(扶養届書)。調査書

## 厚労省が「是正」文書 小池議員の追及受け

7日の質疑で小池氏に対し、田村憲久厚労相は「(親族の扶養は保護の)前提ではない。きちんと指導すれば」と答弁していました。

自治体への事務連絡で厚労省は、扶養義務者の扶養が保護の「要件である」と「誤認」される表現をして、親族に対する調査を改めるよう要請。「保護のしおり」などでいつでもチェックするよう求めていました。

小池晃参院議員の話 憲法に保障された生活保護の受給権を侵害するような文書を改めるのは当然のことであり、申請を締め出す「水際作戦」を批判する世論と運動を無視できなくなつたものです。

こうした文書を使った「門前払い」など、生活

保護法の改悪を先取りして、親族に対する調査を改めるべきです。親族に対する調査を強化し、「水際作戦」を合法化する生活保護法の改悪はきっぱりやめるべきです。

には、保護にあたっては「扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けることが前提」(長野市)などと生活保護法に反する記述までありました。